

# 安全保障貿易管理の現状と課題 ～対内直接投資の動向～

2016年12月20日

貿易経済協力局 貿易管理部

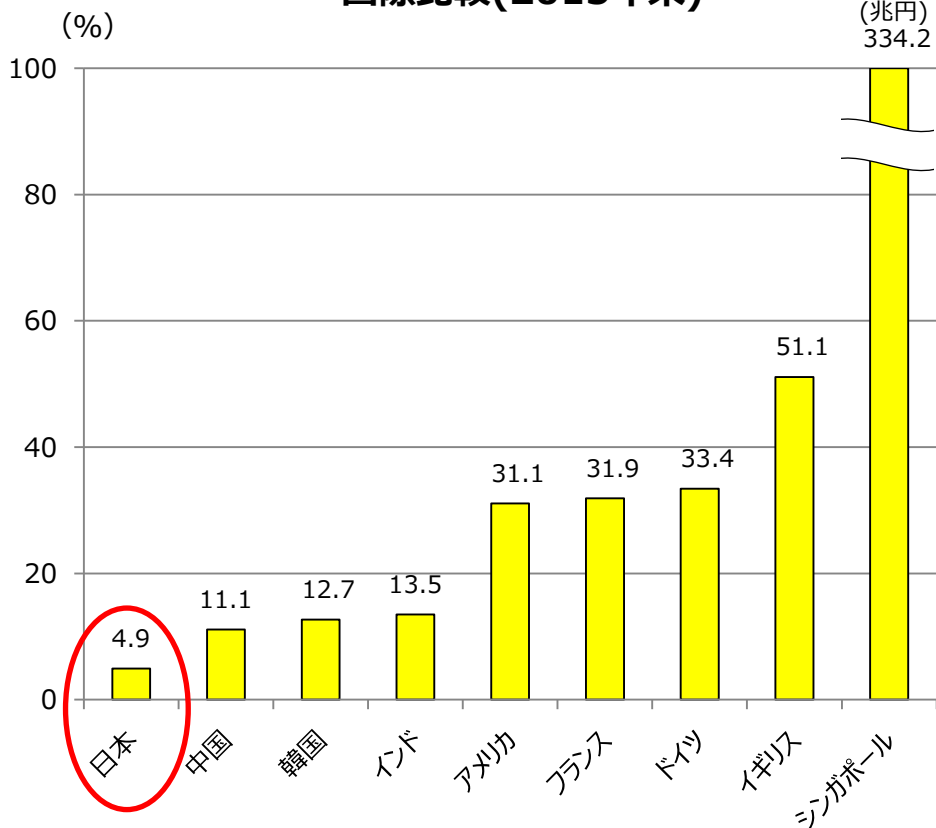
安全保障貿易管理政策課

- 1. 我が国における対内直接投資の促進**
2. 世界の対外直接投資の構造変化
3. 各国及び我が国における対内直接投資管理の動向

# 対日直接投資の規模

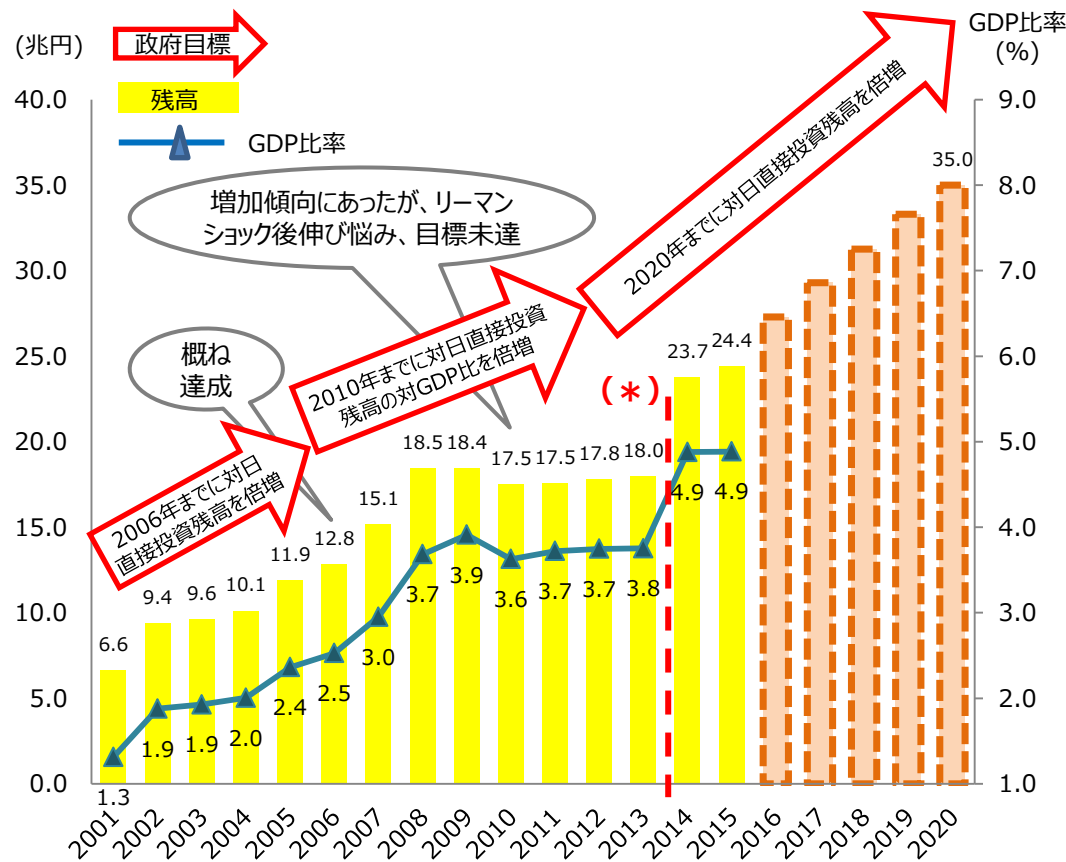
- 我が国の対内直接投資は、国際的に低いレベルにとどまる。
- 2015年末の残高は過去最高の24.4兆円だが、2020年の倍増目標の実現に向けた取組が進んでいる。

### 対内直接投資残高とGDP比率 国際比較(2015年末)



〔出所〕日本：(残高)：財務省「本邦対外資産負債残高」  
(GDP)：内閣府「国民経済計算」  
各国及びランキング：UNCTADレポート2016

### 対日直接投資残高とGDP比率の推移



(\*) 2014年から統計の計上基準に変更有り

〔出所〕財務省「本邦対外資産負債残高」、内閣府「国民経済計算」

(年末)

# 対日直接投資に伴い流入する海外の優れた経営資源

- 対日直接投資に付随して、資金だけでなく、グローバル市場へのアクセス、異能の人材、経営手法・経営戦略、技術・ノウハウ等の海外の優れた経営資源が流入。
- 対日直接投資を促進することにより、資金だけでなくこうした優れた経営資源を積極的に呼び込む。

## グローバル市場へのアクセス

(例) ロレアル (化粧品メーカー、フランス)



コンピュータデジタル記録テープ



化粧品用高彩度顔料

- ▶ ロレアルは、日本の中堅化学素材メーカーである戸田工業と化粧品用顔料を共同開発。口紅やファンデーションとして世界中で販売。
- ▶ なお、戸田工業は、米スリーエムや独バイエルとの共同開発の経験もあり。BASFとの合同会社設立等、海外からの投資も活用しつつ事業拡大。

## 海外の優れた経営資源

## 異能の人材

(例) ニセコアドベンチャー (観光サービス)

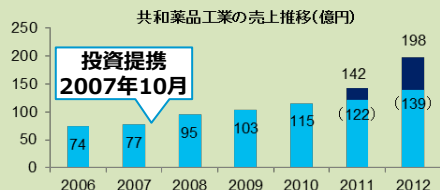


- ▶ 豪州人のロス・フィンドレー氏がニセコ町でラフティング等夏のアウトドア観光を実施。
- ▶ 同氏は、2010年に観光庁「観光カリスマ」に選ばれる等、冬のスキー観光のみだった同地域に、夏の観光の魅力を加し、母国の豪州を始めとして、観光客が通年で集まる観光の地に変貌させた。



## 経営手法・経営戦略

(例) ルピン (後発医薬品メーカー、インド)



- ▶ ルピンのグローバルな成長戦略や目標管理システムを共和製薬工業に導入し、財務体質の強化に積極的に取り組んだことで、投資提携後の共和製薬工業の売上高は約3倍に。
- ▶ ルピンの経営に触れることで、従業員のコスト意識が高まり、利益重視の事業拡大に積極的に。

## 技術・ノウハウ

(例) GE (産業機器メーカー、米国)



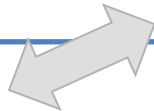
- ▶ 優れたエンジン製造技術を持つGEは、重さが金属の3分の1で、高い温度でも使用可能な新素材を用い、高性能の航空機エンジンを日本企業と共同開発。
- ▶ 日本企業の新素材の生産量は10倍以上に。

# 対日直接投資の拡大に向けた取組

● 対日直接投資の拡大に向けて、ビジネス環境整備、情報発信、企業誘致活動の3つの取組を一体となって推進。

## A ビジネス環境整備

- 2015年3月、対日投資推進会議において「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定。
- 2016年5月、対日投資推進会議において「グローバル・ハブを目指した対日直接投資政策パッケージ」を決定。  
外国企業進出の障害となっている課題の解決策を提示。  
(例：日本版高度外国人材グリーンカードの創設等によるグローバル人材の呼び込み・育成、規制・行政手続の改善等)
- 国家戦略特区（2015年4月、「東京開業ワンストップセンター」の開設）
- 規制改革会議（2015年3月、内国会社の代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有していなければならないとする従来の取扱いを廃止。外国人の起業に関する規制を緩和。）
- 法人税改革
- コーポレートガバナンス強化



## B 情報発信


- 海外での対日投資セミナーの開催
- 総理・大臣・自治体首長によるトップセールスの実施

- ✓ 2014年5月 1日「ロンドン対日投資セミナー」
- ✓ 2015年9月28日「N Y 対日投資セミナー」
- ✓ 2016年5月4日「ブリュッセル対日投資セミナー」
- ✓ 2016年9月19日「N Y 対日投資セミナー」

- オリンピック東京大会の活用
- 海外メディア等を活用した大規模広報



## C 企業誘致活動

- ジェトロの機能強化  
 分野別の専門知識と人脈を有する専門家を活用し、有望案件を発掘。
- 自治体との連携強化、自治体向け研修
- 中小機構等の関係機関との連携強化
- 外国企業のイノベーション拠点の設立、日本企業との共同実証に対する支援

# (参考) 対日直接投資推進会議について

## <趣旨>

- ① 投資案件の発掘・誘致活動の司令塔機能を担う。
- ② 外国企業経営者等から直接意見を聴取し、必要な制度改革等の実現に向けた関係大臣や関係会議の取組を促進。

## <開催実績（予定含む）>

- 2014年4月25日 対日直接投資の今後の取組方針について
- 2015年3月17日 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」について
- 2016年4月 1日 対日直接投資の現状と今後の取組について
- 2016年5月20日 「グローバル・ハブを目指した対日直接投資政策パッケージ」について

[構成員]	内閣府特命担当大臣（経済財政政策）（主宰） 内閣府特命担当大臣（規制改革） 総務大臣 外務大臣 経済産業大臣 地方創生担当大臣	※内閣総理大臣及び内閣官房長官は随時出席可能 ※必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる
[アドバイザー]	伊藤 元重 石毛 博行 浦田 秀次郎 大崎 貞和 奥 正之 チャールズ・レイク 林 文子 ベンカタラマン・スリラム 森 民夫 山田 啓二 リシャル・コラス 小林 喜光	学習院大学国際社会科学部教授 独立行政法人日本貿易振興機構 理事長 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授 株式会社野村総合研究所未来創発センター 主席研究員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長 アメリカンファミリー生命保険会社 日本における代表者・会長 横浜市長 インフォシスリミテッド 日本最高顧問 全国市長会会長 全国知事会会長 シャネル株式会社 代表取締役社長 株式会社三菱ケミカルホールディングス 取締役会長

# (参考) A. ビジネス環境整備の取組例： グローバル・ハブを目指した対日直接投資政策パッケージ (抜粋)

## 外国企業進出の障害となっている課題の解決策

### ◆ グローバル人材の呼び込み・育成

- 高度外国人材の永住許可申請に必要な在留年数5年を大幅に短縮  
(世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」)
- 在留資格手続をオンライン化
- 家事支援外国人の国家戦略特区での受入を推進 (神奈川、大阪に加え、東京でも検討)
- 日本企業文化やビジネス日本語の講座、インターンシップ等のプログラムを修了した外国人留学生に、在留資格変更手続を簡素化・迅速化する優遇措置を付与
- 2019年度までに全小学校にALT (外国語指導助手) 等外部人材を2万人以上配置

### ◆ 外国人の生活環境の改善

- 2020年までに日本語指導を必要とする外国人児童生徒全員に指導 (現在8割)
- 日本語で授業内容を習得できる「JSLカリキュラム」導入学校数を拡大、数値目標を設定
- 外国人患者の受入体制が整備された医療機関を2016年度中に20→40か所程度に拡大
- 病院、銀行、携帯電話、電気・ガス事業者の外国語対応状況をジェトロHPに集約して掲載

### ◆ 規制・行政手続の改善

- 対日直接投資推進会議の下に「規制・行政手続見直しWG」を新設し、外国企業に関する規制・行政手続簡素化について1年以内を目途に結論を得ることとし、このうち早期に結論が得られるものについては先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに実施
- 2020年度までに新たに500以上の法令を外国語訳
- 東京開業ワンストップセンターのワンストップ手続の拡充

# (参考) A. ビジネス環境整備の取組例： 外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束

- 2015年3月に対日直接投資推進会議を開催し、「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定。



## 1. 日常生活における言語の壁の克服

- ・**小売店**：QRコードを活用し、携帯電話で英語等多言語の情報を読み出せる仕組みを構築。
- ・**飲食店**：外国人の利用が多い店舗で多言語のメニューの用意が一般的になるよう目指す。

## 2. インターネットの接続環境の向上

- ・**無料公衆無線LAN**  
訪日外国人が、我が国通信キャリアとの契約無しに、街中のいろいろな場所で、簡単に利用できる環境の実現を目指す。

## 3. 地方空港のビジネスジェット受入れ

- ・**税関・出入国審査・検疫 (CIQ)**

CIQ事務所に対する事前連絡期限が2週間前の地方空港について、1週間前に半減することを検討。

## 4. 海外から来た子弟の教育環境の充実

- ・**インターナショナルスクール**：各種学校（授業料への消費税が非課税となる等のメリットがある）の認可が得られやすくなるよう、都道府県に対し、認可基準の緩和を促す。

## 5. 外国企業からの相談への対応強化

- ・**企業担当制**  
日本に重要な投資をした外国企業に対し、副大臣を相談相手に付ける制度を創設。



# (参考) B. 情報発信の取組例： 総理・閣僚・自治体首長によるトップセールスの実施

- 安倍総理自らトップセールスしていただき、「外国からの投資を歓迎している日本」とのポジティブなメッセージを発信した。

- 日程：2016年9月19日
- 場所：The Pierre New York
- 参加者：米国企業・メディア等 320名
- 主催：ジエトロ
- 共催：経済産業省、浜松市
- 登壇者：
  - ・安倍総理大臣
  - ・伊藤 隆敏 コロンビア大学教授
  - ・ステファン・ヴォルク Citi副会長
  - ・清田 瞭 日本取引所グループ取締役兼CEO 等



(参考) ロンドン対日投資  
セミナー(2014年5月)



ニューヨーク対日投資  
セミナー(2014年9月)



ロサンゼルス日米経済交流  
フォーラム(2015年5月)



ニューヨーク対日投資  
セミナー(2015年9月)



ブリュッセル対日投資  
セミナー(2016年5月)



## (参考) C. 外国企業誘致の取組例： ジェットロにおける誘致体制の強化

- 2015年度から、国内外の外国企業誘致体制を抜本的に強化。
- 産業スペシャリスト・誘致専門員を配置することで海外での営業機能を強化。国内では、ジェットロ本部に新たに「外資系企業支援課」と「国別デスク（5カ国語対応）」を設置して投資案件支援機能を強化するとともに、外国企業誘致に積極的な自治体との共同での誘致活動を強化。

### (1) 海外営業（案件発掘・支援）機能の強化

- 対日投資重点国・地域に、グローバル企業経営幹部へのアプローチを担う「産業スペシャリスト」（外部専門家）と、企業誘致に関する豊富な知識と経験を有する「対日投資誘致専門員」を配置。

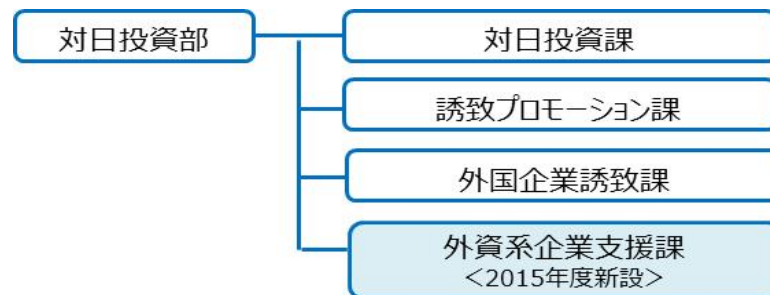
	産業スペシャリスト (2014年度新設)	誘致専門員 (2015年度新設)
国内	10名	8名
国外	39名	35名
<b>合計</b>	<b>49名</b>	<b>43名</b>

※2015年度末時点

### (2) 国内支援機能強化と自治体との連携強化

- 既進出外資系企業による追加投資案件の発掘・支援を担う「外資系企業支援課」を新設。
- 5カ国語対応の「国別デスク」を配置（米、中、韓、独、仏）。
- 外国企業誘致戦略の策定や誘致プロモーションの実施、個別企業へのアプローチ、立地支援・フォローアップ等各自治体のニーズと強みに応じた支援を強化。

<ジェットロ対日投資部の新たな体制>



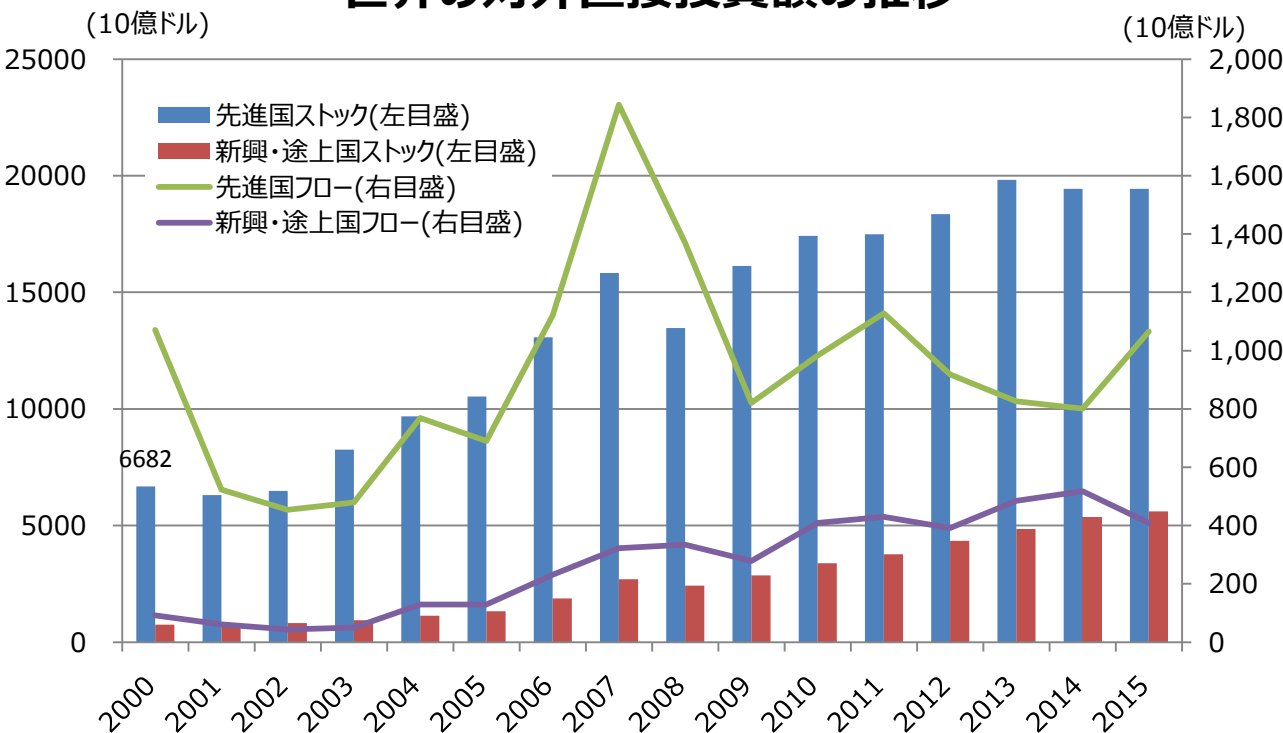
2015年度～2018年度の期間中、470件以上の外国企業を誘致

1. 我が国における対内直接投資の促進
- 2. 世界の対外直接投資の構造変化**
3. 各国及び我が国における対内直接投資管理の動向

# 対外直接投資における新興・途上国の台頭①

- 対日直接投資の拡大を進める一方、世界の対外直投構造の変化も理解することが必要。
- 世界の対外直接投資ストックは増加傾向。その中でも新興・途上国の存在感が増大。2015年対外直接投資額の新興・途上国シェアはストックで約2割、フローで約3割。
- クロスボーダーM&Aにおいても、新興・途上国シェアは買収額で約2割を占める状況。

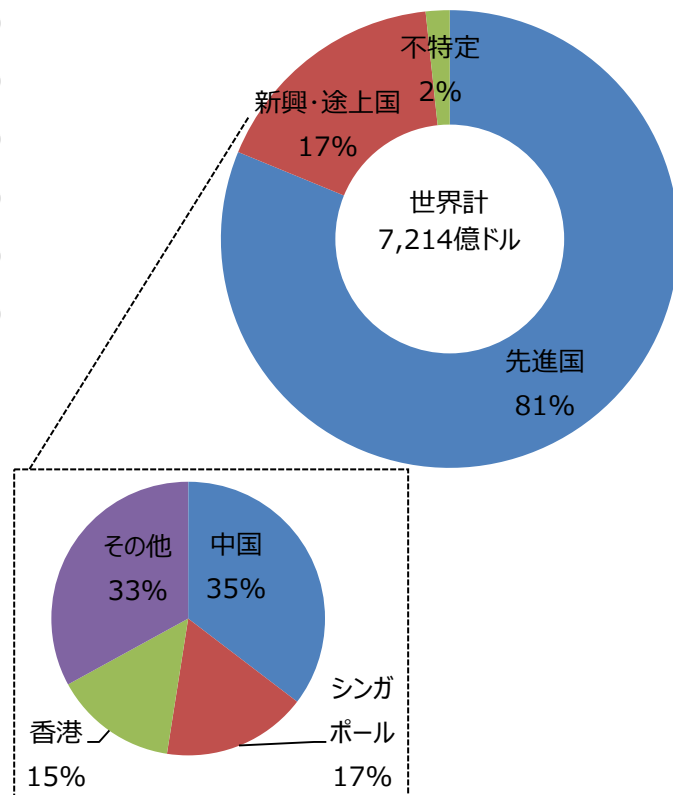
### 世界の対外直接投資額の推移



〔注〕 先進国はUNCTADの区分に基づく39カ国・地域の合計値。新興・途上国は世界と先進国の差分

〔出所〕 UNCTADレポート2016年

### 2015年のM&A(買収)額



# 対外直接投資における新興・途上国の台頭②

## 対外直接投資額 上位10カ国

【フロー】

(単位：10億ドル)

	2005年	2010年	2012年*	2014年	2015年	
1	オランダ	米国	米国	米国	米国	300
2	イギリス	ドイツ	日本	香港	日本	129
3	ドイツ	香港	中国	中国	中国	128
4	フランス	スイス	香港	日本	オランダ	113
5	スイス	中国	イギリス	ドイツ	アイルランド	102
6	日本	オランダ	ドイツ	ヴァージン諸島	ドイツ	94
7	スペイン	日本	カナダ	ロシア	ヴァージン諸島	76
8	イタリア	ヴァージン諸島	ロシア	オランダ	スイス	70
9	ベルギー	フランス	スイス	カナダ	カナダ	67
10	スウェーデン	イギリス	ヴァージン諸島	アイルランド	香港	55

【ストック】

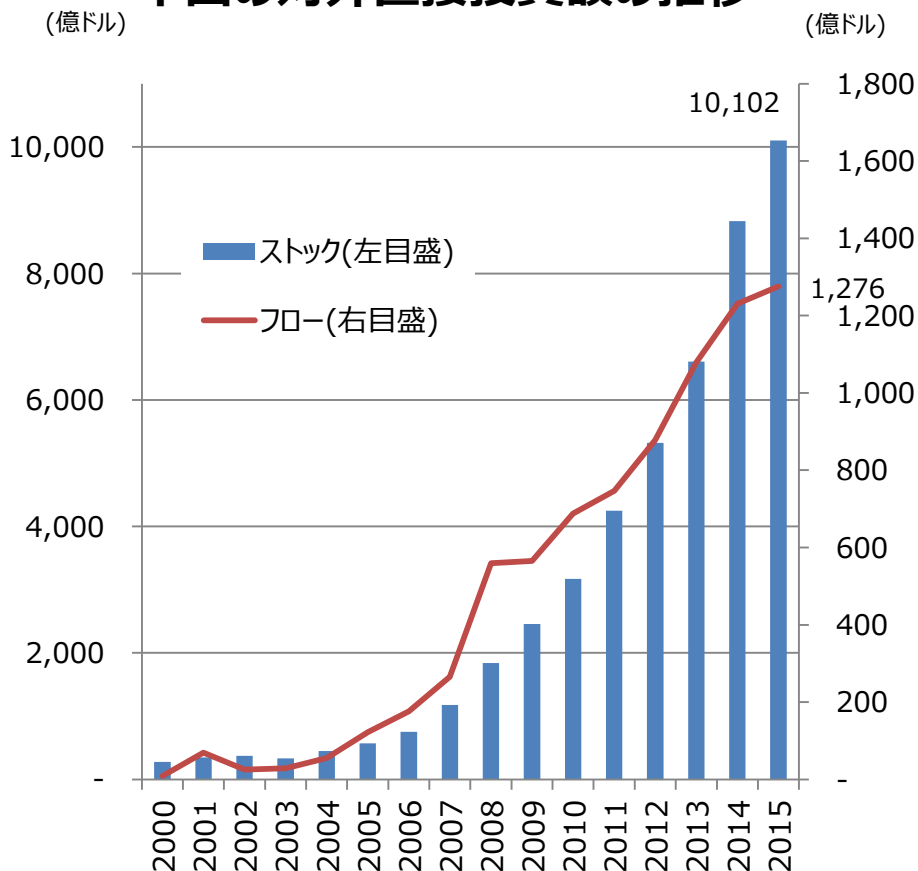
(単位：10億ドル)

	2005年	2010年	2012年	2014年	2015年	
1	米国	米国	米国	米国	米国	5,983
2	イギリス	イギリス	イギリス	ドイツ	ドイツ	1,812
3	ドイツ	ドイツ	ドイツ	イギリス	イギリス	1,538
4	カナダ	フランス	フランス	香港	香港	1,486
5	オランダ	スイス	スイス	フランス	フランス	1,314
6	フランス	カナダ	香港	日本	日本	1,227
7	ベルギー	オランダ	日本	カナダ	スイス	1,138
8	香港	ベルギー	オランダ	スイス	カナダ	1,078
9	スイス	香港	カナダ	オランダ	オランダ	1,074
10	日本	日本	スペイン	中国	中国	1,010

# 中国の对外直接投資

- 新興・途上国の中でも、中国の对外直接投資は短期間で大幅な伸びを示し、2015年は過去最高を更新。
- 投資優遇策の利用、新市場の開拓、先進技術の獲得に関心。

## 中国の对外直接投資額の推移



〔出所〕 UNCTADレポート2016年

## 中国企業の对外投資における主要目的

目的	回答率(%)
相手側の投資優遇政策の利用	38
国内市場の飽和回避	31
<b>先進技術、管理経験の獲得</b>	23
取引先等の海外移転に追随	21
エネルギー、原材料、天然資源の獲得	20
生産コストの削減	17
良好な投資環境の活用	16
天然資源の国際価格の制御	11
世界的に有名なブランドの獲得	9
中国政府による対外進出奨励措置の活用	5

〔注〕 複数回答

〔出所〕 中国国際貿易促進委員会「2010年中国企業対外投資現状及意向調査報告」

## 新興・途上国企業による主な対外投資案件①

投資先企業	分野	投資元企業	概要
アイクストロン(ドイツ)	半導体	福建宏芯投資基金 (Fujisan Grand Chip Investment Fund)(中国)	2016年5月、FGCは、パワー半導体GaN等の化合物半導体向け製造装置メーカー、アイクストロンを6.7億ユーロで買収で合意。独経済省は一度これを認可したものの、同年10月に認可を取り消し、審査再開を発表。また、米大統領が、同年12月にアイクストロンの米子会社の買収計画の禁止を命令。これを受けて同年12月、FGCはアイクストロンへの買収提案を取り下げると発表。
IBM(米国)	パソコン	Lenovo(中国)	2005年5月、中国のLenovoは米IBMのP C部門を買収。IBMの製品ブランドであるThinkPadは現在もLenovoのもとで生産されており、2015年には累計販売台数が1億台を突破した。Lenovoは、2015年において、P C市場シェアで世界1位となっている。
SRテクニクス(スイス)	航空機整備	ムバダラ開発公社 (アラブ首長国連邦) (海航集団(HN A Group)(中国))	2006年9月、ムバダラ開発公社は、航空機整備会社のSRテクニクスの株式30%を取得。その後、全株式を取得。 ※その後、2016年7月、ムバダラ開発公社は、SRテクニクスの株式80%を中国の海航集団に売却。
オースグリッド(オーストラリア)	エネルギー	国家电网、長江基建集団(中国)	2016年5月、豪政府は、国家电网、長江基建集団によるシドニー等で送電を手がける電力公社オースグリッドの買収について、阻止を決定。
クカ(ドイツ)	機械	美的集団 (Midea Group)(中国)	2016年5月、美的集団は、ドイツが推進するインダストリー4.0の中核企業で、世界4大産業用ロボットメーカーの1つ、クカへの出資比率引上げを発表(8月8日時点で94.6%)。
ゲートウェイ(米国)	パソコン	Acer(台湾)	2007年10月、台湾のPCメーカーAcerは、米PCメーカーのゲートウェイを買収。買収後も「Gateway」ブランドは存続。Acerは2015年においてPC市場シェアで世界6位となっている。

## 新興・途上国企業による主な対外投資案件②

投資先企業	分野	投資元企業	概要
サウス・ストリーム・トランスポート(オランダ)	エネルギー	ガスプロム(ロシア)	2015年1月、ガスプロムは、サウス・ストリーム事業で黒海海底部分の運営を手がける露伊仏独の合併企業サウス・ストリーム・トランスポートの全株式を取得し、完全子会社化。
深セン市北方投資(中国)	素材	ルサール(ロシア)	2011年11月、ロシアのアルミニウム大手であるルサールは、中国北方工業の子会社でアルミニウム商社の深セン市北方投資の株式33%の取得を発表。なお、深セン市北方投資の親会社である中国北方工業は中国最大の兵器製造企業。
P&O(イギリス) P&O ポーツ・ノース・アメリカ(米国)	港湾	ドバイ・ポーツ・ワールド(アラブ首長国連邦)	2006年3月、ドバイ・ポーツ・ワールド(DPW)は米国6港湾等を運営するP&Oを買収。米議会の反発を受けて、DPWはP&Oの完全子会社であるP&O ポーツ・ノース・アメリカをAIG傘下の資産管理会社に売却し、米国の港湾運営から撤退。
ファイザー(ドイツ)	製薬	Rファルム(ロシア)	2014年10月、Rファルムは、製薬大手ファイザーのバイエルン州イレルティッセン工場を買収。2018年まではファイザー製品の生産を継続しつつ、段階的にRファルム製品を生産。
マイクロン・テクノロジー(米国)	半導体	清華紫光集団(Tsinghua Unigroup)(中国)	2015年7月、清華紫光集団は、半導体メーカーであるマイクロンテクノロジーを230億ドルでの買収を提案したが、CFIUSによる反対が予想されるとして買収提案を拒絶された。
ルミレッズ(オランダ)	半導体	ゴースケール・キャピタル(中国)	2015年4月、ゴースケールは、フィリップスから、発光ダイオード(LED)を手がける子会社ルミレッズ(多数の米国特許を保有、カリフォルニア州の半導体開発・製造拠点を通じて米国展開)の株式の80.1%取得で合意。2016年1月、フィリップスは、CFIUSからの審査が入ったことを理由に契約を取下げ。



1. 我が国における対内直接投資の促進
2. 世界の対外直接投資の構造変化
3. **各国及び我が国における対内直接投資管理の動向**

# 米国における対内直接投資管理

- 米国では、外国投資及び国家安全保障法(FINSA)に基づき、政府の協議体である対米外国投資委員会(CFIUS)が対内直接投資を監視。
- CFIUSは、米国の安全保障を脅かすと判断すれば、外国投資家に投資内容の変更や米国内の資産を手放すことを勧告することになるが、CFIUS又は主務官庁は、審査過程において、国家安全保障に係る脅威を軽減するための条件を、外国投資家と協議、合意(Mitigation Agreement)が可能。

## 事例

- 2012年10月に破産保護申請を行った**米国の電池メーカーA123システムズ**に対し、**中国自動車部品メーカーの万向集団 (Wanxiang Group)** が買収の意向を示した。
- **A123システムズは米国エネルギー省から補助金を受けていたこと、同社の技術が軍事関連事業に使用されていることから**、米国議員は万向集団の買収を厳重に吟味するよう、CFIUSに要請。
- **CFIUSの審査において、万向集団は、A123システムズの米国エネルギー省との政府契約及び軍事関連事業を買収対象から分離することを、国家安全保障リスクの軽減措置として提案。**
- 2013年1月、**CFIUSは万向集団の提案を受け入れ、A123システムズによる自動車・エネルギー貯蔵・商業部門事業の買収を承認し、政府契約及び軍事関連事業は米国のナビタス・システムズが買収することとなった。**

# 米国における対内直接投資管理の状況

- CFIUSは、外国政府や企業が機微技術に携わる米国企業を買収しようとしている可能性ありと警鐘。

## CFIUSによる審査件数の推移

	2012年	2013年	2014年
中国	23	21	24
イギリス	17	7	21
カナダ	13	12	15
日本	9	18	10
フランス	8	7	6
ドイツ	4	4	9
オランダ	6	1	8
スイス	5	3	7
シンガポール	2	3	6
イスラエル	4	1	5
合計	114	97	147

CFIUS Annual Report to Congress(2016年2月19日)  
「外国政府や外国企業が、機微技術の調査・開発・製造に関わる米国企業を買収しようとしている可能性がある」

〔出所〕 CFIUS Annual Report to Congress

## THE WALL STREET JOURNAL (2016年1月26日) 「米政府、外国企業間のM&Aへの精査拡大」(抄)

- 対米外国投資委員会 (CFIUS) は長らく外国企業、特に中国の企業が米国の資産を買収しようとする際の審査をしてきた。しかし、最近ではアジア勢が米国で業務展開する欧州企業を買収するケースが増えているため、同機関が自国が絡まない買収を監視しなければならない神経を使う案件が増えている。
- 以前は、当事者双方とも米企業でない買収案に対して、CFIUSが審査を行うことは多くなかった。しかし、フィリップスが売りに出しているルミレッズ (Lumileds) と呼ばれる事業は、米国でLEDに関する多数の特許を保有するほか、カリフォルニア州サンノゼの製造・研究開発拠点を通じて米国で大規模に業務展開している。こうしたところから、CFIUSがこの案件を調査、その結果買収を阻止させた。

# (参考) 米国における対内直接投資管理の概要①

- 外国投資及び国家安全保障法(FINSA)によって、修正エクソフリオ条項に基づき、大統領は、外国人による米国企業の合併・取得・買収に係る取引について、当該取引が国家安全保障に与える影響を調査することができる。大統領の調査権限は対米外国投資委員会(CFIUS)に委任されている。
- 合併等を通じた米国企業に対する外国投資家による支配が国家安全保障に対して脅威を与えると信じるに足る確かな証拠がある場合、大統領は当該取引を停止又は禁止することができる。

## 米国の対内直接投資審査の概要

- 根拠法：外国投資及び国家安全保障法（FINSA、改正された国防生産法721条：修正エクソフリオ条項）
- 審査方式：事後介入方式（投資家は任意で事前申請）
- 審査主体：対米外国投資委員会（CFIUS）
- 審査対象：すべての取引、すべての業種
- 投資家との条件協議：法律の規定有り
- インフォースメント：大統領命令により地裁が投資引揚げ等を執行（大統領命令は司法審査の対象外）
- 罰則：違反行為1件につき25万ドル以下又は取引額以下の罰金

## 対米外国投資委員会（CFIUS）

【メンバー】 以下の行政機関の長

### ① 議決権を有する機関

財務省（委員長）、司法省、国土安全保障省、商務省、国防省、国務省、エネルギー省、通商代表部、科学技術政策局

（その他、大統領又は財務長官が個別案件ごとに適当と認める政府機関）

### ② 議決権を有しない機関

労働省、国家情報会議

【オブザーバー】

行政管理局、大統領経済諮問委員会、国家情報会議、国家経済会議、国土安全保障会議

## (参考) 米国における対内直接投資管理の概要②

- CFIUSの国家安全保障審査に関するガイダンス（2008年12月8日官報掲載）に、審査に際して考慮すべき要素、CFIUSの審査で国家安全保障上の検討を行った取引の取引例を提示している。

### 審査に際し考慮すべき要素

- ① 国防上の要求を満たすために必要な国内生産
- ② 国防上の要求に対応する国内産業の能力（人材、製品、技術、材料及びその他の供給品及びサービスを含む）
- ③ 外国人による国内産業及び商業活動の支配
- ④ 防衛関連物資、装備又は技術が、テロ支援国、ミサイル、生物化学兵器、核兵器の拡散に与える潜在的影響
- ⑤ 米国の国家安全保障に影響を与える分野における、米国の技術上のリーダーシップへの潜在的影響
- ⑥ エネルギー資産を含む米国の重要産業基盤（critical infrastructure）への安全保障上の影響
- ⑦ 米国の重要技術（critical technologies）への安全保障上の影響
- ⑧ 外国政府による支配をもたらす可能性
- ⑨ 当該国の核不拡散防止体制への取り組み、米国のテロ対策活動への協力、軍事応用技術の移転の潜在性
- ⑩ エネルギー、その他の重要な資源、原料に対する米国の長期需要見通し
- ⑪ 大統領又はCFIUSが取引審査又は調査で考慮すべきとしたその他の要素

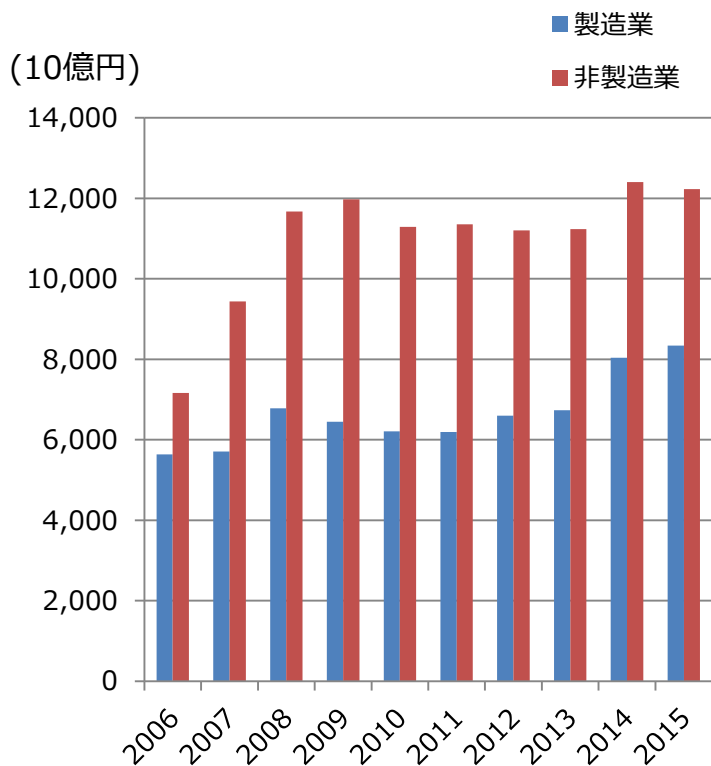
### CFIUS審査で国家安全保障上の検討を行った取引例

- 米国政府、州・地方政府との契約に基づく、製品及びサービスの供給（防衛・国家安全保障に関する法執行部門、武器等の製造、航空宇宙、レーダーシステム等）
- 国家安全保障関連の米国政府等に対する転用可能性のある製品及びサービス供給（IT、電気通信、エネルギー、天然資源、政府の国家安全保障機能の妨害工作や諜報活動につながる可能性のある製品及びサービス）
- エネルギー部門のバリューチェーンにおける様々な事業（天然資源の採掘、輸送、変電、電力供給）
- 国家の輸送システムに影響を与える事業（船舶輸送、港湾ターミナル、航空機メンテナンス）
- 金融システムに重大かつ直接的な影響を与える事業
- 国家安全保障の防衛又は弱体化の双方に活用し得る先進技術製品（デュアルユースの半導体等の設計・製造、暗号化、データ保護、インターネット・セキュリティ及びネットワーク侵入探知機等の製品及びサービス）
- 輸出管理の対象となる技術、製品、ソフトウェア、サービスの研究開発、製造・販売

# 対日直接投資の推移

- 対日直接投資は、製造業、非製造業ともに、この10年で増加傾向。特に新興・途上国からの投資が増加。

## 対日直接投資(ストック)の推移



〔注〕 2013年以前の計数は、国際収支マニュアル第5版準拠統計を第6版の基準により組み替えたもの。

〔出所〕 日本銀行「国際収支統計(業種別・地域別直接投資)」

## 各国・地域等からの対日直接投資(ストック)の推移

	(単位: 億円)						(単位: %)
	2006	2008	2010	2012	2014	2015	対2006年増減
米国	49,933	67,118	59,092	53,308	62,446	62,146	+ 24
ドイツ	5,449	5,951	8,158	7,239	6,498	2,810	△ 48
英国	5,926	6,094	7,650	13,354	15,122	15,873	+ 168
香港	2,293	2,892	3,297	4,976	7,754	9,297	+ 305
フランス	13,734	14,655	15,644	15,566	26,721	29,962	+ 118
スイス	3,139	6,455	4,296	11,661	10,017	10,804	+ 244
カナダ	2,716	1,207	1,144	1,530	1,594	1,398	△ 49
オランダ	14,478	32,962	30,069	27,284	27,765	29,786	+ 106
中国	119	203	325	476	770	790	+ 564
シンガポール	5,001	9,071	11,331	13,278	16,221	16,380	+ 228
ケイマン諸島	9,989	15,675	15,311	12,176	10,492	10,646	+ 7
アジア	9,807	15,139	18,975	24,099	31,537	36,054	+ 268
北米	52,649	68,324	60,236	54,838	64,040	63,543	+ 21
中南米	14,416	21,285	19,231	15,387	12,744	13,519	△ 6
大洋州	585	971	1,015	1,336	2,258	2,464	+ 321
欧州	50,383	78,467	75,155	82,142	93,150	89,739	+ 78
東欧・ロシア等	56	57	63	68	65	62	+ 12
中東	17	26	48	119	511	213	+ 1,175
アフリカ	75	248	315	119	129	121	+ 62
O E C D 諸国	104,011	145,118	134,383	140,537	162,277	159,599	+ 53
A S E A N	5,125	9,202	11,897	13,941	16,966	17,561	+ 243
E U	47,122	68,252	67,031	70,153	83,086	79,042	+ 68

〔出所〕 日本銀行「国際収支統計(業種別・地域別直接投資)」

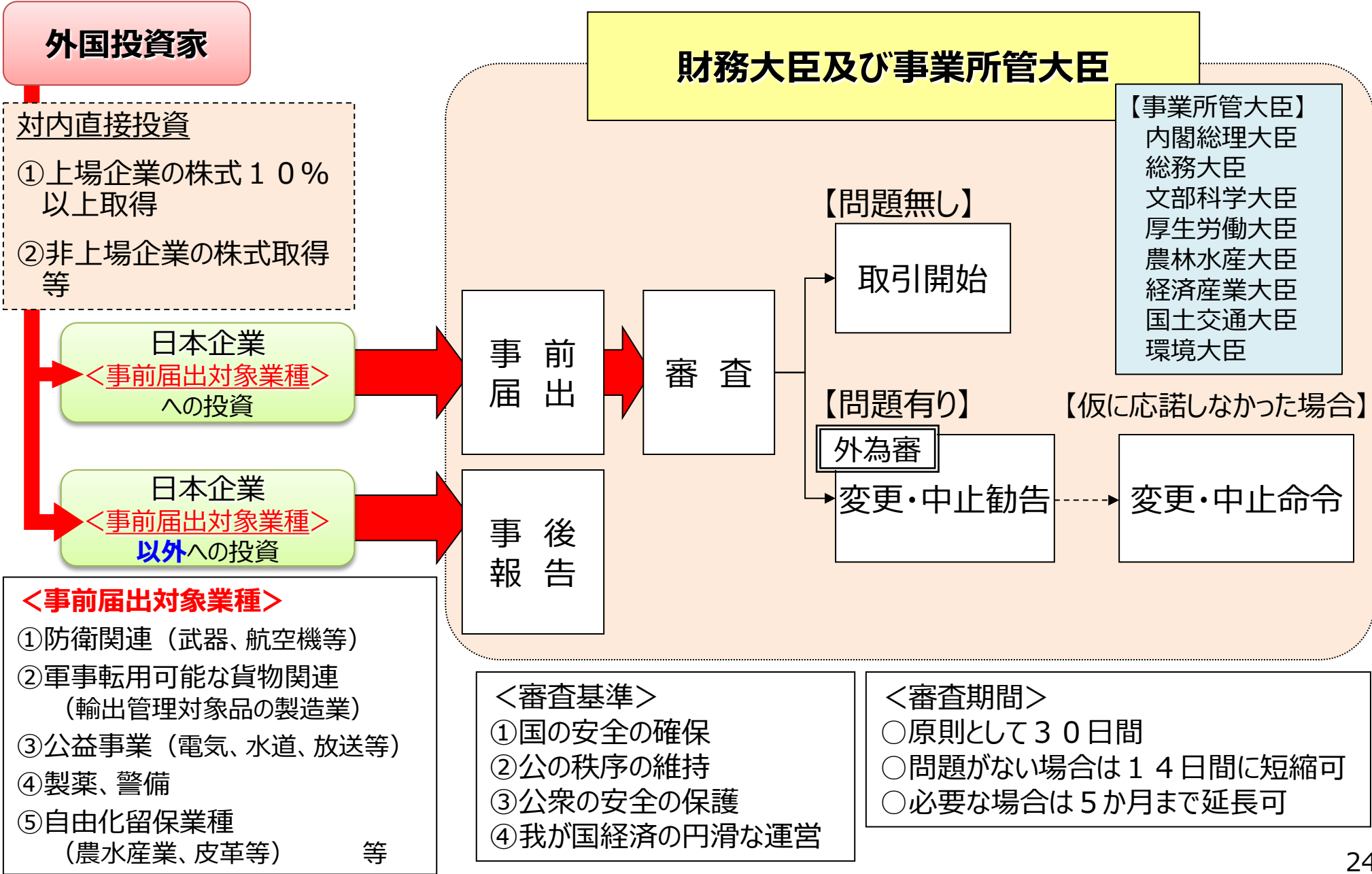
# 我が国の事前届出方式による対内直接投資管理の概要

- 我が国は、「外国為替及び外国貿易法」（外為法）に基づき、国の安全の維持等の観点から、事前届出方式による対内直接投資の事前審査を実施。

## 外為法に基づく対内直接投資の事前届出制度

1. 規制方式：事前届出方式
2. 審査主体：財務省及び事業所管省庁
3. 対象取引：上場企業の10%以上（非上場企業の1株以上）の株式取得等
4. 対象業種：
  - (1) OECD資本移動自由化コードに適合する形で規制を行っている業種  
 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すおそれがある業種  
 武器、航空機、原子力、宇宙開発に関連する製造業等、軍事転用の蓋然性が高い汎用品（輸出貿易管理令別表第1に掲げる製品）の製造業、電気業、ガス業、熱供給業、通信事業、放送事業、水道業、鉄道業、旅客運送業、生物学的製剤製造業、警備業
  - (2) 我が国固有の事情により、OECDに通報した上で自由化を留保している業種  
 農林水産業、石油業、皮革・皮革製品製造業、航空運輸業、海運業
5. 審査期間：原則として30日間（短縮可／必要な場合は4か月に延長可）
6. 規制内容：審査の結果、国の安全を損なう等のおそれがあると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聞いて、内容の変更又は中止を勧告（勧告を応諾しない場合は、変更又は中止命令）。

# (参考) 我が国における対内直接投資に係る事前届出/事後報告の審査

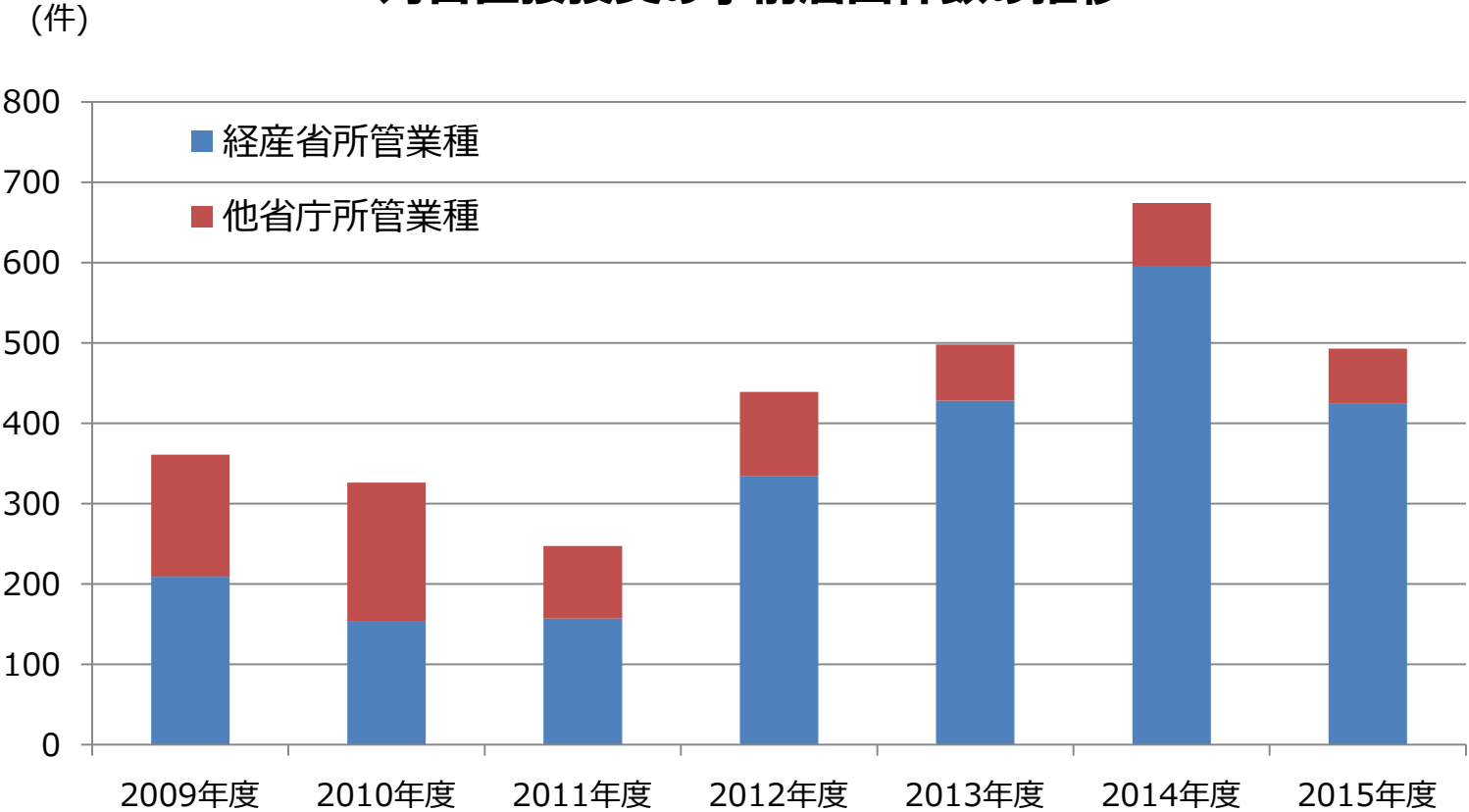




# 外為法に基づく事前届出状況①

- 2015年度の外為法に基づく対内直接投資の事前届出件数は約500件。
- うち8割以上は経済産業省所管業種に関する案件。

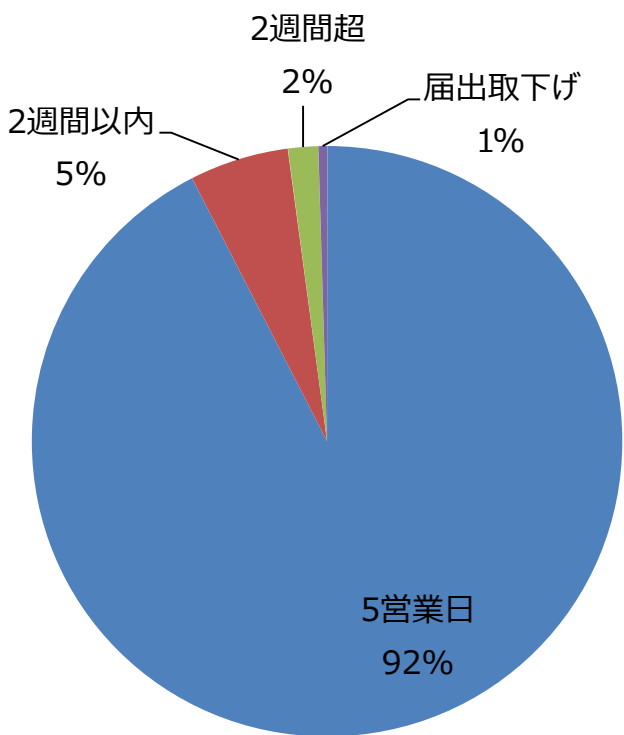
### 対日直接投資の事前届出件数の推移



# 外為法に基づく事前届出状況②

- 投資不作為期間は原則30日であるが、投資家の負担軽減のため、審査期間を短縮することが可能。特にグリーンフィールド案件、ロールオーバー案件、パッシブ・インベストメント案件については、原則として5営業日審査に短縮。
- 経産省所管業種に関する届出のうち、約3割は機微技術に関係することから届出対象としている案件。

### 2015年度の審査期間 (経産省所管分)



### ※ 5営業日審査案件

#### ① グリーンフィールド案件

外国投資家の完全子会社(出資比率100%)の新規設立に関する届出。

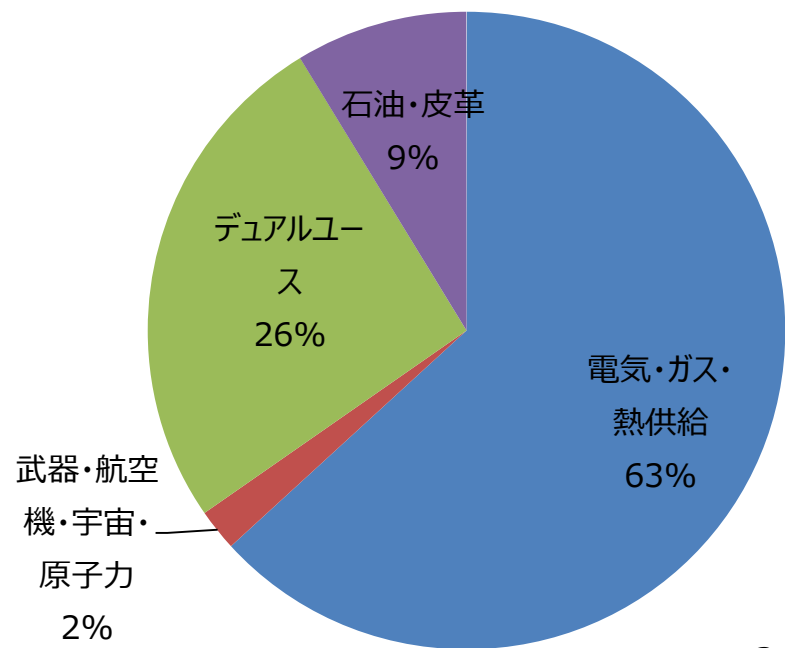
#### ② ロールオーバー案件

過去の届出から6か月以内に行う、同じ内容の届出。

#### ③ パッシブ・インベストメント案件

重要提案行為を実施しないことを明記した届出(重要提案行為に関する過去3年間の実績の有無を添付)。

### 2015年度届出の業種別内訳 (経産省所管分)



# 主な対日投資案件

投資先企業	分野	投資元企業	概要
エルピーダメモリ	半導体	マイクロン・テクノロジー(MT)(米国)	2012年7月、半導体メーカーMTは、会社更生手続中であったエルピーダメモリの全株式の取得を発表。その後、エルピーダメモリはMTの支援を受けて、先端製品に集中してシェアを拡大、日本における生産・開発体制を強化。
三洋電機(パナソニック)	電機	海爾集団(Haier Group)(中国)	2011年7月、三洋電機は白物家電事業のハイアールへの売却を発表。これにより三洋電機が親会社パナソニックと重複する事業のリストラを推進。2012年2月、ハイアールは三洋から受け継がれた製品を「AQUA」ブランドで展開していくことを発表。
シャープ	電機	鴻海精密工業(Hon Hai Precision Industry)(台湾)	2016年3月、鴻海及びシャープはそれぞれの取締役会において、鴻海がシャープの3,888億円の第三者割当増資を引き受け(当初予定から約1千億円の減額)、出資比率66%の筆頭株主となることを決議。同年8月に買収手続を完了。シャープは鴻海からの支援を受けて具体的な再建に着手。
電源開発	原子力	ザ・チルドレンズ・インベストメント・マスターファンド(TCI)(英領ケイマン諸島)	2008年1月、TCIより電源開発の株式を最大20%取得する届出が行われた。同年4月、財務大臣及び経産大臣は、電気の安定供給及び原子力・核燃料サイクルに関する我が国の政策に影響を与え、公の秩序の維持を妨げるおそれが払拭できないため、株式取得の中止を勧告。勧告に対するTCIの弁明を受けた後、同年5月、株式取得の中止を命令。
東芝	電機	美的集団(Midea Group)(中国)	2016年3月、東芝は、子会社である東芝ライフスタイル(白物家電事業)の株式の80.1%(約537億円)を、中国家電大手の美的集団に売却する最終契約を締結。美的集団は、グローバルで40年間の東芝ブランドの使用許可を与えられた。
日本製鋼所	素形材、機械	ロスアトム(デリパスカ氏)(ロシア)	2007年2月、露首相訪日に随行したデリパスカ氏は、日本製鋼所室蘭製作所を視察後、同社買収の意向を明らかにした。同年9月、日本製鋼所は20%以上の株式取得を目指す投資家に目的等の説明を求める「事前警告型」の防衛策を導入。
武州製薬	製薬	ヘアリング・プライベート・エクイティ・アジア(BPE)(香港)	2014年11月、香港の投資ファンドであるBPEは、国内医薬品製造受託大手の武州製薬を東京海上キャピタルから買い取ることを発表。武州製薬は中長期的な視点で事業を拡大中。

# 対日直接投資を通じた技術流出に関する産業界の意見

- 日本の産業界は、外国企業による国内企業買収に関し、意見を表明。

週刊経団連タイムス（2016年2月11日）  
「榊原会長記者会見」（抄）

- 経団連の榊原定征会長は8日、東京・大手町の経団連会館で記者会見を行った。
- 技術の海外流出に関しては、**一般論として、国内の重要な技術が安易に国外に流出しないようにする必要があり**と指摘。米国がエクソン・フロリオ条項により、安全保障の観点から外国企業による企業買収を規制していることを挙げ、わが国においても何らかの歯止めは必要であり、**機微な技術はきちんと守らなければならない**と述べた。さらに、外為法による規制についても、その対象範囲を見直す必要があるとの認識を示した。

〔出所〕日本経済団体連合会「週刊経団連タイムス 2016年2月11日 No.3257」

# 諸外国における対内直接投資管理制度

資料3

	米国	イギリス	オーストラリア	フランス	ドイツ	日本
<b>根拠法</b>	外国投資及び国家安全保障法 (FINSIA、修正1977年の条項) ※ガイダンスに審査基準記載	企業法 ※内外無差別のM&A審査	外資資産取得及び事業買収法 ※ガイダンス(FIP)に審査基準記載	通貨金融法典	対外経済法	外国為替及び外国貿易法
<b>規制方式</b>	事後介入方式 ※投資家任意の事前申請	事後介入方式 (投資公表から4か月以内) ※投資家任意の事前申請	事前許可方式	事前許可方式	【安保審査】事前届出方式 【公共秩序審査】事後介入 (投資契約から3か月以内)	事前届出方式
<b>審査主体</b>	CFIUS(外国投資規制委員会)	【競争減殺審査】 CMA(競争・市場機構) ※公取委と競争委が合併 【公共利益審査】 事業所管省(事業所管大臣はCMAに審査を付託)	FIRB(外資審査委員会)	経済・生産再建・デジタル省	連邦経済・エネルギー省	財務省及び事業所管省庁
<b>対象分野・業種</b>	すべて	すべて	すべて	17分野(賭博、警備、通信、汎用品製造 他)	【安保審査】3分野(兵器、軍用車両エンジン、情報セキュリティ) 【公共秩序審査】すべて	国の安全・公の秩序等の観点で武器・エネルギー事業等を規制
<b>外国投資家間取引</b>	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象	規制対象	上場株式の取引のみ規制対象
<b>投資家との条件協議</b>	法律の規定有り	法律の規定有り	法律の規定有り	法律の規定有り	法律の規定有り	規定無し
<b>事前措置勧告・命令</b>	禁止命令	投資制限・禁止命令	投資制限・禁止命令	—	投資制限・禁止命令	変更・中止勧告・命令
<b>投資実施後のモニタリング</b>	法律の規定有り	個別の行政契約によりモニタリング可	法律の規定有り	法律の規定有り	法律の規定有り	必要な限度における報告徴収
<b>事後措置命令・制裁</b>	・中止命令(原状回復命令・株式売却命令)・・・大統領 ・違反1件につき25万ドル以下又は取引額以下の罰金	・是正措置・中止命令(売買契約締結の禁止、議決権行使禁止命令)・・・主務大臣 ・虚偽通知の場合、罰金又は2年以下の禁固、又は併科	・是正措置・中止命令(株式売却命令、議決権行使禁止命令)・・・裁判所へ命令 ・無許可投資・協議条件不履行・命令違反は自然人に対し13万5,000豪ドル以下の罰金又は3年以下の懲役、又は併科	・是正措置・中止命令(原状回復命令、株式売却命令)・・・主務大臣 ・命令違反の場合、違法投資額の2倍以下の罰金	・是正措置・中止命令(議決権行使禁止命令・原状回復の為に管財人の任命)・・・主務大臣 ・無届・命令違反場合、50万ユーロ以下の過料	・無届投資等をした場合、3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金(100万円超の場合、目的物の3倍以下)